

薬事法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇三（略）</p> <p>三の二 N―アセチル―三―（ナフタレン―二―イル）―D―アラニル―四―クロロ―D―フェニルアラニル―三―（ピリジン―三―イル）―D―アラニル―L―セリル―四―（「（四S）―二・六―ジオキソヘキサヒドロピリミジン―四―イル」カルボニル）アミノ）―L―フェニルアラニル―四―ウレイド―D―フェニルアラニル―L―ロイシル―N―（</p>	<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇三（略）</p> <p>（新設）</p>

一―メチルエチル) ―L―リシル―L―プロリル―D―アラ
ニンアミド(別名デガレリクス)、その塩類及びそれらの製
剤

三の三〇三の九 (略)

四〇四十七の五 (略)

四十七の六 七―「(二R・四aR・五R・七aR) ―二―(一・一―ジフルオロペンタン―一―イル) ―二―ヒドロキシ―六―オキソオクタヒドロシクロペンタ「b」ピラン―五―イル」ヘプタン酸(別名ルビプロストン)及びその製剤。ただし、一カプセル中七―「(二R・四aR・五R・七aR) ―二―(一・一―ジフルオロペンタン―一―イル) ―二―ヒドロキシ―六―オキソオクタヒドロシクロペンタ「b」ピラン―五―イル」ヘプタン酸として二四^g_μ以下を含有するものを除く。

四十七の七〇四十七の十一 (略)

四十八〇六十九の三 (略)

三の二〇三の八 (略)

四〇四十七の五 (略)

(新設)

四十七の六〇四十七の十 (略)

四十八〇六十九の三 (略)

六十九の四 三―(二―ナフチル)―D―アラニル―L―シス
テイニル―L―チロシル―D―トリプトフィル―L―リシル
―L―バリル―L―システイニル―L―トレオニンアミド
環状(二↓七)―ジスルフイド(別名ランレオチド)、その
塩類及びそれらの製剤

六十九の五〜六十九の八 (略)

七十〜七十八の八 (略)

七十八の九 (略)

(1) 〽
(2) (略)

(3) 一噴霧中二―ヒドロキシ―五―「(一RS)――ヒドロ
キシ―二―「(一RS)―二―(パラ―メトキシフェニル
――メチルエチル)アミノ」エチル」ホルムアニリドと
して九^g以下を含有する吸入剤^μ

七十八の十〜百十九の二 (略)

(新設)

六十九の四〜六十九の七 (略)

七十〜七十八の八 (略)

七十八の九 (略)

(1) 〽
(2) (略)

(新設)

七十八の十〜百十九の二 (略)

百十九の三 N―「七―」〔メタンスルホニル〕アミノ―四
―オキシ―六―フェノキシ―四H――ベンゾピラン―三―
イル〕ホルムアミド（別名イグラチモド）及びその製剤

百二十〇百二十五（略）

百二十五の二 N―メチル―二―（三―）〔（一E）―二―（
ピリジン―二―イル）エテン――イル〕―H―インダゾ
―ル―六―イル〕スルファニル）ベンズアミド（別名アキシ
チニブ）及びその製剤

百二十六〇百三十六（略）

（新設）

百二十〇百二十五（略）

（新設）

百二十六〇百三十六（略）